

低濃度PCB廃棄物の無害化処理実績等

1. 無害化処理施設 所在地: 京都府福知山市長田野町3丁目17番

日本シーガテック(株)

年 月	処 理 実 績 ^{※1}						備 考
	PCB汚染物				廃PCB		
	微量PCB汚染廃電気機器等		ドラム缶		微量PCB汚染絶縁油		
	月計(台)	累計(台)	月計(本)	累計(本)	月計(L)	累計(L)	
平成28年1月	0	0	0	0	0	0	1月25日処理開始
平成28年2月	8	8	0	0	4,850	4,850	
平成28年3月	8	16	7	7	8,300	13,150	

※1: 微量PCB汚染廃電気機器等については内部部材又は洗浄油のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日(マニフェスト処分終了日)で処分完了とする。
微量PCB汚染絶縁油は、搬出前のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日(マニフェスト処分終了日)で「処分完了」とする。

2. 環境関係測定結果

排ガス・排気・環境大気

項 目	単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	基準値
排ガス (ホットリグ活性炭出口)	PCB濃度	平成28年1月26日	平成28年3月7日	0.00041	0.1 ^{※2}
	ダイオキシン類濃度			0.00060	0.1 ^{※3}
排気 (リクレイマー活性炭出口)	PCB濃度			0.00053	0.1 ^{※2}
	ダイオキシン類濃度			0.00078	0.1 ^{※3}
環境大気 (敷地境界)	PCB濃度	平成28年1月26日 ～2月1日	平成28年2月29日	0.000066	0.5 ^{※4}
	ダイオキシン類濃度			0.0071	0.6 ^{※5}

※2: 環境庁通達(昭和47年環大企141号)に定める排ガスの排出許容限界(液状のPCB等の焼却施設に係る基準値準用)

※3: ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準(廃棄物焼却炉等に係る基準値準用)

※4: 環境庁通達(昭和47年環大企141号)における大気の暫定環境濃度

※5: ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気の大気環境基準

騒音・振動【測定年月日: 平成28年1月26～27日】

項 目		単 位	測定値	基準値 ^{※6}	項 目		単 位	測定値	基準値 ^{※6}
騒音	朝(午前6時～午前8時)	dB	40	60	振動	昼間(午前8時～午後7時)	dB	30未満	65
	昼間(午前8時～午後6時)		44	70					
	夕(午後6時～午後10時)		44	60		夜間(午後7時～午前8時)		30未満	60
	夜間(午後10時～午前6時)		39	55					

※6: 長田野工業団地環境保全協定